

令和2年度以降の町の空き家対策について

空家等対策計画

空家等対策計画は町の空家対策を総合的・計画的に実施することを目的に、空家法第6条に基づき策定した。

平成30（2018年）年度から令和4（2022年）年度までの5年間を計画期間としている。

	H30（2018）	R1（2019） ≈ R4（2022）
二宮町総合計画	中期基本計画	後期基本計画
空家等対策計画	二宮町空家等対策計画適宜計画の見直し	

町の対策計画では具体的な取組方針として

これら以外に「補助金・交付金制度の活用」「空き家の除去」も検討することを取組方針としている。

① 空き家化の予防

→空き家の増加を抑制し、空き家化の予防に必要な措置を講じる

② 空き家の適正管理の促進

→空き家が周囲の生活環境に悪影響を及ぼさないよう、適切な管理がされるために必要な措置を講じる。

③ 空き家の流通・利活用の促進

→空き家を住宅ストックとして捉え、中古住宅の市場への流通を図り継続的な利活用を促進する。

町の空き家状況

空家の実態調査	
調査年	平成27(2015)年度
対象物件	戸建て住宅(店舗等併用住宅や共同住宅は除く)
空家数	254戸
空家率	3.0%



- 平成28～令和元年度に、地域の方から町に相談のあった、空き家の適正管理等による情報
- 平成29年度に各地区に依頼した空き家の状況調査による情報



令和元年度
約250戸

令和元年度にあった相談は21件。うち8件は「草木の繁茂」、13件は「建物の危険」

解消された物件もあるが、新たに空き家と確認された物件が同じ程度ある。

これまでの取組み・課題

予防・啓発

● 納税通知書へのチラシの同封

〈課題〉 ・ 一定の効果はあるが、問い合わせ数は少ない。

〈検討〉 ・ チラシの内容を更新しつつ、引き続き納税通知書へ同封する。

● セミナー・相談会の実施

★神奈川県居住支援協議会が主催するセミナーにも参加

〈課題〉 ・ 参加者が所有する空き家は「予防・啓発」の段階ではないものが多く、セミナーの効果が薄い。

〈検討〉 ・ セミナーを実施するのではなく、相談会の回数を増やし、問題の解決を図る。
・ 休暇をとって参加される方もいたため、休日開催も検討する。

〈予定〉

〈令和元年〉
方法検討

〈令和2年以降〉
実施・見直し

空き家セミナー 〈神奈川県居住支援協議会主催〉



神奈川県居住支援協議会主催（令和2年1月24日開催）の「空き家セミナー」では、町の空き家の現状・対策などをテーマに講演し、予防・啓発を行った。

また、終活をテーマに協議会で作成したエンディングノートを使った講演も行われた。

今後、庁内の関係部署と連携し、エンディングノートを活用しつつ、空き家の予防・啓発を進める。

これまでの取組み・課題

流通・利活用

● 空き家リフォーム助成制度

〈課題〉・今年度の申請件数は0件。リフォーム額に対し、補助額が低い。

〈検討〉・補助額の増額を検討。利活用が困難な物件も多いため、解体への補助も検討。

〈予定〉

〈令和元年〉
方法検討

〈令和2年以降〉
実施

● 空き家バンク

〈課題〉・物件の登録が進まない。また登録されている物件の動きがない。
・即入居できる物件が少ない。

〈検討〉・成約の見込みが低い物件については、登録情報(価格等)の見直し。
・一定期間で成約できない場合は、解体処分等の検討を促す。

〈予定〉

〈令和元年〉
方法検討・実施

〈令和2年以降〉
実施・見直し

これまでの取組み・課題

● 関係団体との連携強化

- 〈課題〉 ・ 各専門家団体の相談窓口情報が整理されていない。
- 〈検討〉 ・ 空き家対策の協定を締結し、連携体制を強化する。
・ 相談窓口情報の整理（町HPで各団体の相談窓口を案内する）。



● 手続の整理

- 〈課題〉 ・ 相続未了による管理者不在の空き家が発生
- 〈検討〉 ・ 死亡に係る手続きを庁内で共有化し、相続未了の解消を図る。
・ エンディングノートを活用した終活の促進。



これまでの取組み・課題

データに登録された所有者に情報提供等を行うと「売却済」「居住あり」等の連絡がある。

● 空き家の実態調査

- 〈課題〉 ・ 空き家の実態調査から4年が経過し、登録データが古くなっている。
- 〈検討〉 ・ 町内全域の空き家実態調査を実施し、調査結果を活用する（空家等対策計画の更新）。
・ 交付金等を活用する。

〈予定〉



過去に実施した空き家の実態調査

→実態調査における空き家の判定方法

〈県営水道休止情報に基づく空き家判定の結果〉



1. 住民基本台帳との突合
2. 住宅地図での確認を実施



〈現地調査に基づく空き家判定の結果〉



1. 建物の有無
2. 調査対象物件の該当/非該当
3. 空き家か否かの確認

実地調査では適正管理・流通促進に関するアンケートも実施

調査フロー図



特定空家等審査会(第1回)

開催日 令和元年10月10日（木）10時00分～12時00分

町長から諮問があった腐朽・倒壊の危険性がある空き家について、特定空家等に成り得るか審査



審査会からの答申(令和元年11月6日)に基づき、特定空家に指定



所有者等に対し空家法第12条の規定に基づき、助言・指導を実施
(令和元年11月20日)

現在、折衝中